

地域コミュニティのあり方について

1 本市の地域コミュニティを取り巻く状況 **別紙 1**

- (1) 人口の減少（生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加）
- (2) 世帯数の増加（単独世帯の増加）
- (3) 共働き世帯の増加
- (4) 自治会加入率の低下

2 平成 26 年度市民意識調査 **別紙 2**

3 本市のコミュニティ施策の基盤づくり

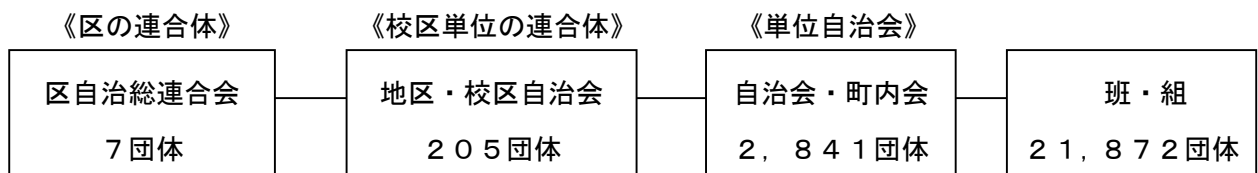
少子高齢化社会の急激な進行や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題が複雑・多様化している中で、「地域のことは地域で考え、地域で解決する」という住民主体の地域づくりを進めるため、以下の 3 つを柱に取り組んできた。

(1) 活動組織の充実

① 自治会・町内会

本市においては、安心して暮らせる地域社会の形成に取り組んでいる地域コミュニティの中心的な団体である自治会の理解促進と、その活性化の支援を図ってきた。

【区自治総連合会組織の体系 平成 28 年度】

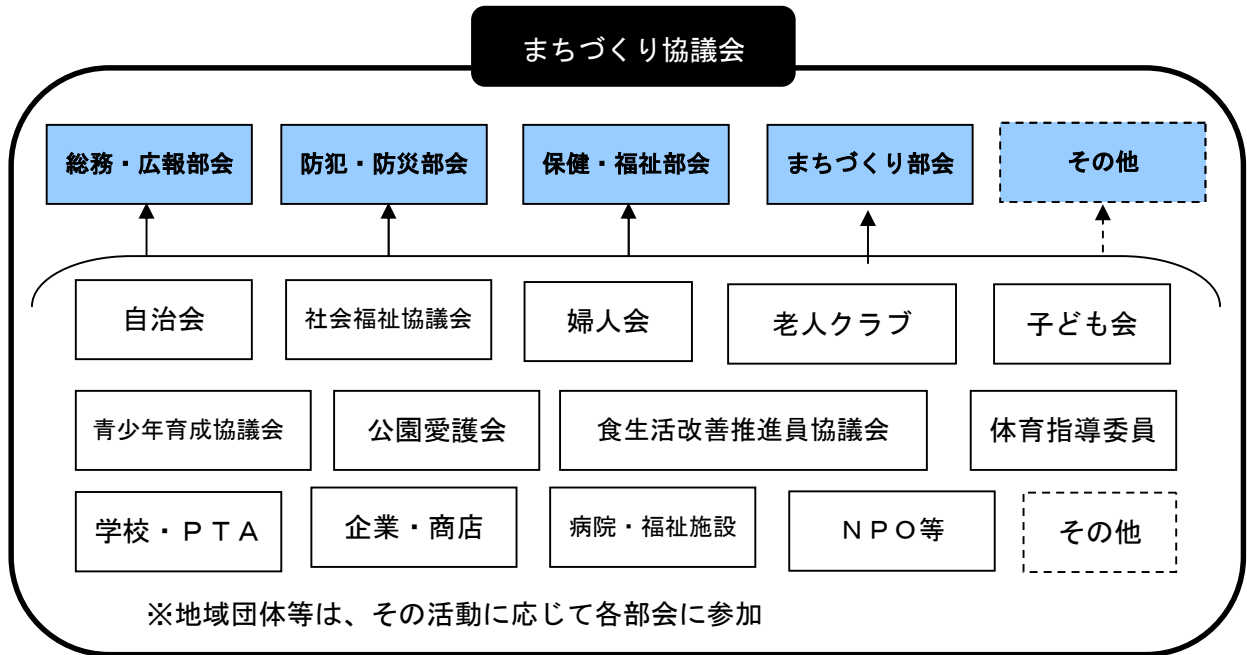


※区によって、校区単位の連合体や単位自治会の名称、組織体系等が異なっている。

② まちづくり協議会

また、小学校区を基本に、地域共通の課題の解決を図ることを目的に、地域の横断的組織として平成6年度から、自治会、社会福祉協議会、学校、企業等の様々な地域団体が参画する「まちづくり協議会」の設置を促進し、平成29年4月現在、137団体が活動している。

【まちづくり協議会の組織の例】



(2) 活動財源の確保

自治会は、地域住民により自主的に組織され、基本的には加入者（会員）の会費などで運営費を負担するため、自治会の果たす重要性を周知して、その加入促進を図っている。

また、まちづくり協議会が取り組む地域づくりの活動財源として、平成16年度から、市の各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」の導入を促進しており、平成29年度は、133団体が利用している。

【一本化した補助金（14項目）】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ○防犯灯維持管理補助金 | ○防犯灯設置補助金 |
| ○老人クラブ助成金 | ○年長者いこいの家運営補助金 |
| ○ふれあい昼食会交流事業補助金 | ○公園愛護会助成金 |
| ○河川愛護団体補助金 | ○公民館類似施設等運営補助金 |
| ○公民館類似施設等設置費補助金 | ○公民館類似施設等エアコン設置費補助金 |
| ○青少年団体育成補助金 | ○校区事業補助金 |
| ○校区まちづくり支援事業補助金 | ○市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金 |

(3) 活動拠点の整備

平成6年度から、自治会やまちづくり協議会を始めとする地域団体等の活動拠点として小学校区単位を基本に、「市民福祉センター」の整備を開始した。その際、既存の「公民館」も活用し、「市民福祉センター」と「公民館」の2枚看板化を行った。

平成17年1月から「市民福祉センター」と「公民館」を統合して、「市民センター」に名称を統一した。

また、平成20年3月に「市民サブセンター構想」を策定し、「市民サブセンター」の整備も行っている。

【市民センター等設置状況（平成29年4月現在）】

名称	設置数
市民センター	130館
市民サブセンター	6館

【市民センター利用状況（平成27年度）】

年間利用者数	5,373,716人
--------	------------

4 地域コミュニティの活性化に向けた主な取り組み

(1) 地域コミュニティの大切さを感じてもらう

① 自治会活動の理解促進

- ア 小学生向けパンフレット「自治会ってなあに」の作成・配付
- イ 地域の“ちから”報告会の開催
- ウ 市内いっせい自治会加入促進事業による市内全世帯を対象としたパンフレット配布

② 自治会のPR活動

- ア 公共施設での加入促進ポスター、チラシの配架
- イ 市政だよりで自治活動を紹介（年1回）、同各区版で加入を促す記事を掲載
- ウ 市政テレビ番組・ラジオ番組の活用
- エ 北九州市自治会総連合会ホームページによる情報発信
- オ 多世代が集まるイベントにおける自治会PRブースの設置

(2) 地域団体が活動しやすい環境を作る

① 人材育成の支援

- ア 「自治会ハンドブック」(班・組長向け)の作成・配布
- イ 地域デビュー手引書の作成・配布
- ウ 新任役会長研修等の開催支援(区自治総連合会実施)
- エ 地域づくりマネジメント研修の開催

② 運営・活動の支援

ア 自治会の未加入者対策

(ア) マンション等集合住宅居住者対象

- ・分譲マンション開発業者・管理業者へ自治会設立及び活動への協力依頼
- ・業界団体に対し、自治会ポスター掲示・チラシ配布を依頼
- ・自治会に対しマンション管理及びまちづくりの専門家を派遣し、主として新築の分譲マンションを対象とした自治会加入促進活動を支援

(イ) 転入者対象

- ・加入促進チラシの配布
区役所市民課で配布する「転入者セット」や市営住宅入居書類に同封
区役所市民課等での加入申込用郵送チラシの配架
- ・市外から転入して自治会に加入した世帯に対し、文化施設に入場できるパスポートを配付

イ 自治会が取り組む加入促進活動の支援

(ア) 自治会エリア地図の作成・配布

(イ) 「自治会加入促進活動事例集」の作成・配布

(ウ) 「自治会設立の手引き」の作成・配布

ウ 防犯灯の設置・維持管理の支援

自主的なコミュニティ活動（防犯活動）の一環として、自治会等が中心となって設置し、市はその負担軽減のため、補助制度を設け適宜拡充してきた。

(ア) 自治会等の負担に馴染まない所や公共性の高い所などについては市が設置

(イ) 平成23年度から進めているLED化については、地域の負担が増えないように設置費用の補助率を2/3から3/4に引き上げた。

(ウ) 通学路については、平成28年度より防犯灯が不足する箇所は市で設置し、既に地域で設置済のLED防犯灯は電気代を概ね全額補助となった。

エ 地域カルテづくり事業

地域ごとの課題の把握と解決に向けた取り組みを促進するため、コーディネーターを派遣してワークショップ等を開催し、地域情報や課題解決のアイデア等を盛り込んだ地域カルテを作成する。

◇対象団体：まちづくり協議会

オ 地域カルテづくりフォローアップ事業

「地域カルテづくり事業」に取り組み、策定された「地域カルテ」に基づき、まちづくり協議会が新たに取り組む地域課題の解決を図る住民主体の活動を支援する。

◇対象団体：まちづくり協議会

◇助成内容：1団体当たり上限20万円

カ 校区まちづくり支援事業

まちづくり協議会が取り組む地域づくりの目標や活動計画等の策定、地域課題の解決に向けた活動などを行う事業に、活動費等を助成する。

◇対象団体：地域総括補助金を導入するまちづくり協議会

◇助成内容：地域づくりの目標や活動計画の策定に向けた活動経費または、
地域課題の解決を図る活動経費 上限 20万円
まちづくり協議会の運営経費 上限 3万円（対象経費の1／2以内）

③ 活動拠点の充実を図る

ア 活動拠点施設支援

(ア) つどいの家設置等補助

身近な話し合い、相互の交流を深めるつどいの場としての集会施設（つどいの家）の設置又は改修等に補助金を交付する。

(イ) 公民館類似施設設置等補助

社会教育の組織活動に資することを目的に住民が主体的に設置等する公民館類似施設の設置又は改修に補助金を交付する。

(3) 地域団体に役立つ情報を伝える

① 事例等の紹介

ア 「自治会運営の手引き」（自治会長向け）の作成・配布

イ 「みんなが主役の地域づくりまちづくりのために」の作成・配布

ウ 「自治会活動事例集」の作成・配布

エ 地域の“ちから”報告会の開催（再掲）